

一般社団法人租税訴訟学会定款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人租税訴訟学会という。

第2条（事務所）

- 1 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。
- 2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第3条（目的）

本会は、税務調査や租税争訟等の租税実務において、法の支配を及ぼし納税者の権利を実現するとともに租税実務家の地位及び能力を向上させることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、次の事業を行う。

- (1) 租税実務家が租税実務における情報交換を行うためのメーリングリスト等プラットフォームの管理
- (2) 租税法や租税実務に関する研究会、講演会等の開催
- (3) 機関誌その他図書の出版及び販売
- (4) 弁護士会や税理士会等の関係機関との連携及び協力
- (5) 課税当局や立法機関等への提案ないし提言等
- (6) 納税者支援窓口の管理
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（公告の方法）

本会の公告は、電子公告（ウェブサイトに掲載）により行う。ただし、事故その他やむを得ずウェブサイトに掲載することができない場合、官報により行う。

第6条（規程及び規則）

- 1 本会は、本定款を実施し、その他法令の規定に基づいて必要な措置を行うため、規程または規則を定める。
- 2 規程は総会の決議により、規則は理事会の決議によりこれを定め、または変更するものとする。ただし、規程に明らかな誤記が見つかった場合は、理事会の決議によってこれを補正することができる。
- 3 本会は、定款、規程もしくは規則を定め、またはこれらを変更もしくは補正したときは、

本会のウェブサイトに掲載する方法により公告する。

第7条（任意団体「租税訴訟学会」の承継）

本会は、設立日に、任意団体「租税訴訟学会」（以下「旧会」という。）の会員から本会に対する入会申込みがあったものとみなして、旧会の会員を全て引き継ぐとともに、旧会の資産負債を全て引き継ぐものとする。

第2章 会員・社員

第8条（会員）

会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 名誉会員

第9条（正会員）

- 1 正会員は、弁護士、公認会計士及び税理士または租税法研究者であって、本会の目的に賛同して入会した個人または団体とする。
- 2 正会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の者の入会の可否を判断し、入会を認めたとき、正会員となる。入会を認めないときは、書面または電子メールその他の電磁的方法（以下「書面等」という。）をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第10条（準会員）

- 1 準会員は、租税法や租税実務に関する研究に寄与することができる者として理事会の承認を得た個人または団体とする。
- 2 準会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 前項の申込みに対し、会長は遅滞なく理事会を開催して前項の者の入会の可否について決議をし、その結果を本人に通知しなければならない。前項の者は、理事会が入会を認める決議をしたとき、準会員となる。

第11条（名誉会員）

名誉会員は、本会員または準会員のうち、本会に功績のあった者で、理事会で承認された個人または団体とする。

第12条（会費）

会員は、総会で定める規程により、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納入義務を負わない。

第13条（会員の資格の喪失）

- 1 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。
 - (1) 退会届を本会へ提出したとき
 - (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、または、解散したとき
 - (3) 総会員の同意があったとき
 - (4) 除名（退会命令）されたとき
- 2 除名は、以下のいずれかの事由が発生するなど、除名すべき正当な事由があるとき、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。本会は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - (1) 前条に定められた会費を2年以上滞納したとき
 - (2) 前号のほか本定款の規定に違反したとき
 - (3) 本会の規程または規則に違反したとき
 - (4) 職務の執行に関し重大な違法行為を行ったとき
 - (5) 所属する弁護士会等から懲戒処分を受けたとき
 - (6) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (7) その他前各号と同視すべき行為を行ったとき
- 3 除名は、除名した会員に、会長が総会決議に基づき、その旨を通知する方法で行うものとする。

第14条（懲戒）

会員の懲戒手続きについては、規程により定める。

第15条（社員の資格の得喪についての定め）

第8条に規定する正会員、準会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第3章 役員

第16条（種別及び定数）

- 1 本会に次の者を置く。
 - (1) 理事 3名以上120名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を一般法人法の代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 3 理事のうち20名以内を業務執行理事たる副会長とすることができる。

第17条（選任等）

- 1 理事及び監事は、総会の決議により会員の中から選任する。ただし、理事の過半数は正会員より選任しなければならない。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により選任する。
- 3 監事は、理事または本会の職員を兼ねてはならない。

第18条（職務）

- 1 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を行うことができないときは、理事会の決議に基づき、副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

第19条（任期等）

- 1 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または、増員により選任された理事の任期は、前任者または他の現任理事の任期の残存期間と同一とする。補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事もしくは監事が欠けた場合または第16条第1項に定める理事もしくは監事の員数が欠けた場合は、理事及び監事は、辞任または任期満了後においても、新たに選任されたが就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第20条（欠員補充）

理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第21条（解任）

- 1 理事及び監事が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。ただし、監事の解任決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他理事及び監事としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 理事及び監事を解任しようとする場合は、決議の前に当該理事及び監事に弁明の機会を与えることができる。

第22条（報酬等）

- 1 理事及び監事は、無報酬とする
- 2 理事及び監事は、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。

第4章 総会

第23条（種別）

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第24条（総会の構成）

総会は、会員をもって構成する。

第25条（総会の権能）

総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 理事及び監事の選任または解任
- (6) 規程の制定及び変更
- (7) 法令または本定款の規定により総会に付することを要する事項
- (8) 理事会において総会に付することを相当と認めた事項

第26条（総会の開催）

- 1 通常総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に、理事会の決議に基づき、会長の招集により開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、会長が招集するとき

- (2) 会員の議決権の5分の1以上を有する会員から理事に対して会議の目的を記載した書面等による招集の請求があり、会長が招集するとき
- (3) 監事が第18条第3項第4号の規定に基づいて招集するとき

第27条（総会の招集）

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第1号の規定による理事会の決議または同項第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所（ウェブ会議方式の場合はそのログイン方法等）及び審議事項を記載した書面等により、開催の日の少なくとも2週間前までに会員に対し通知を発しなければならない。

第28条（総会の基準日）

総会の議決権の基準日は、第26条に基づき総会の招集の通知を発した日とする。

第29条（総会の議長）

- 1 総会の議長は、会長または会長が指名した理事がこれにあたる。
- 2 会長及び副会長がいずれも議長を務めることができない場合、その総会に出席した正会員である理事の中から議長を選出する。

第30条（総会の定足数）

総会は、会員総数の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第31条（総会の決議）

- 1 総会における決議事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 前項後段の場合において、議長は会員として議決権を行使することができない。

第32条（総会での議決権等）

- 1 各会員の議決権は平等なものとする。
- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面等をもって議決権を行使し、または他の会員を代理人として議決権行使を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決権を行使した会員は、前二条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 第2項の委任は書面等によるものとする。

第33条（総会の議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載し、法令の定めに基づき、議事録を書面等により作成する。
 - (1) 日時及び場所（ウェブ会議方式による場合はその旨）
 - (2) 会員総数及び出席者数（前条第2項の方法により議決権を行使した者の内訳も付記する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事経過の概要及び決議の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印または署名しなければならない。ただし、電磁的方法によって作成されたときはこの限りでない。

第5章 理事会

第34条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第35条（理事会の権能）

理事会は、本定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 総会に付する議案に関する事項
- (3) 規則の制定及び変更に関する事項
- (4) 会員の資格審査に関する事項
- (5) 会員の懲戒に関する事項
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条第6項において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 会長において必要と認めた事項その他本定款の規定により理事会に付することを要する事項

第36条（理事会の開催）

理事会は、3か月に1回以上の割合で会長が招集するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事が、会長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求したとき

第37条（理事会の招集）

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（ウェブ会議方式の場合はそのログイン方法等）及び審議事項を記載した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知を発しなければならない。

第38条（理事会の議長）

理事会の議長は、会長または会長が指名した理事がこれにあたる。

第39条（理事会の決議）

- 1 理事会における決議事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 前項後段の場合において、議長は理事として議決権を行使することができない。

第40条（理事会決議の省略）

第36条乃至第39条の定めにかかわらず、理事が理事会決議事項をあらかじめ提案し全ての理事が書面等によりこれに同意（当該提案をした日に告知した期間内に異議を述べない理事は同意したものとみなすものとする。）したときは、当該決議事項を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

第41条（理事会の議決権等）

- 1 各理事の議決権は、平等なものとする。
- 2 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第42条（理事会の議事録）

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載し、法令の定めに基づき、議事録を書面等により作成する。
 - (1) 日時及び場所（ウェブ会議方式による場合はその旨）
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（前条第2項の方法により議決権を行使した者の内訳と氏名も付記する）
 - (3) 審議事項

(4) 議事経過の概要及び決議の結果

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印または署名しなければならない。ただし、電磁的方法によって作成されたときはこの限りでない。

第6章 組織・機構

第43条（支部）

- 1 本会は、理事会の承認を得て、必要な地域に支部を置くことができる。
- 2 支部は自ら支部規約を制定することができる。ただし、その制定や変更の場合は、本会の理事会の承認を得なければならない。
- 3 本会設立前の任意団体においてすでに置かれていた支部については、前二項による理事会の承認を要しない。

第44条（研究会等）

- 1 本会の名のもとで研究をしようとする会員は、研究内容や予算等につき理事会の承認を得て、常設の研究会を設置することができる。
- 2 前項のほか、会員が第4条各号の事業を本会の名において行う場合には、事業内容や予算等につき理事会の承認を得なければならない。
- 3 前二項による研究会等の組織、権限その他運営に関して必要な事項は、規則をもって定める。

第45条（事務部会）

理事会は、第35条の権能を適切かつ機敏に実行するため、規則に基づき、事務部会を設置することができる。

第7章 資産

第46条（構成）

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第47条（資産管理）

本会の資産は、会長が管理し、その方法は、規程により別に定める。

第8章 会計

第48条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第49条（事業計画、予算及び予備費）

- 1 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経た上、総会の決議を経なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 5 予算超過又または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。会長が予備費を使用したときは、その内容を理事会に報告しなければならない。
- 6 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。
- 7 第43条により置かれた支部は、規程に基づき本会から配賦される会費収入及び支部が独自に得る収入により、本会とは別に事業計画及び収支予算を作成するものとする。

第50条（事業報告及び決算）

- 1 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、総会の決議を経なければならない。
- 2 支部は、決算に関する書類を本会の理事会に提出するものとする。

第51条（剰余金の不分配）

決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、剰余金の分配を行わない。

第52条（会計管理）

本協会の会計は、会長が管理し、その方法は、規程により別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び合併

第53条（定款の変更）

本会が定款を変更しようとするときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を得なければならない。

第54条（解散）

- 1 本会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 会員の欠亡
 - (3) 本会が消滅する合併
 - (4) 破産手続開始の決定
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を得なければならない。
- 3 本会が解散したとき、その残余財産は、国・地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人もしくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまでに掲げる法人または本会と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に贈与するものとする。

第55条（合併）

本会が合併しようとするときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を得なければならない。

第10章 附則

第56条（最初の事業年度）

本会の最初の事業年度は、本会成立の日から2023年（令和5年）12月31日までとする。

第57条（設立時の役員）

当会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	大淵 博義、山下 清兵衛、大塚 一郎、菅原 万里子
設立時代表理事	大淵 博義
設立時監事	山川 均、鈴木 雅博

第58条（設立時社員の氏名及び住所）

（略）

第59条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。